



市議会・選挙・監査

問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 📠 FAX番号 🏠 ホームページ

市議会

本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は傍聴できます。
傍聴を希望される場合には本会議
または委員会の当日、下記の場所で受
け付けますので、お越しください。

■本会議

市役所議会議棟 15階

問 議会事務局総務秘書課

☎ 711-4743 📠 733-5869

■常任委員会 議会議棟8階議会事務局

■条例予算・決算特別委員会総会

議会議棟 13階第3特別委員会室

問 議会事務局議事課

☎ 711-4746 📠 733-5869

請願・陳情

市政に要望があるときは、市議会に
請願、陳情をすることができます。紹
介議員があるものを請願、ないものを
陳情といいます。

問 議会事務局議事課

☎ 711-4746 📠 733-5869

議会広報

■市議会だより

定例会及び臨時会ごとに年5回発行
し、市政だより折り込みで全世帯に配
布しています。

■市議会ホームページなど

議会日程、議案、会議結果、議員名
簿などを掲載しています。

🌐 <https://gikai.city.fukuoka.lg.jp/>
※福岡市議会 Twitter でも
情報を発信しています。



■議会中継

本会議や条例予算・決算特別委員会
総会の議会中継(ライブ・録画)を実施
しています。市議会ホームページから
ご覧ください。市役所や各区役所・出
張所ロビーのテレビなどでもライブ中
継を行っています。

問 議会事務局調査法制課

☎ 711-4749 📠 733-5869

選挙

■選挙権・選挙人名簿

満18歳以上の日本国民で、いづれ
かの市区町村の選挙人名簿に登録さ
れている人は、国政選挙、選挙人名簿
に登録されている市町村やその県の選
挙で投票することができます。選挙
人名簿の登録は、住民基本台帳の記
録に基づき、毎年3・6・9・12月と
選挙時に選挙管理委員会が行いま
す。

他市町村から福岡市に転入してき
た人が転入した区の選挙人名簿に
登録されるためには、転入の届出
をした日から引き続き3か月以上
福岡市の住民基本台帳に登録され
ることが必要です。

また、市外に転出したときは、
転出して4か月経過後に福岡市(区)
の選挙人名簿から抹消されます。

■期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定が
ある人などは、投票日の公(告)示
の日の翌日から投票日の前日まで
の間、選挙人名簿に登録されてい
る住所地の区役所・出張所など
で期日前投票ができます。

■不在者投票

仕事や旅行などで福岡市(選挙
人名簿に登録されている区)以外
の市区町村に滞在し、事前に投票
用紙などの交付を受けた人は、滞
在地区区町村の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。

また、指定された病院や老人ホ
ームに入院・入所している人は、
その施設内で不在者投票ができ
ます。

身体障害者手帳などの交付を受け
障がいの程度が一定程度を超える
人や、介護保険の要介護者で要
介護5の認定を受けている人は、
自宅などで投票用紙に記載し、
郵送で不在者投票ができます。

ます。この場合は、選挙人名簿に
登録されている区の選挙管理委員
会から事前に「郵便等投票証明書」
の交付を受けておくことが必要
です。

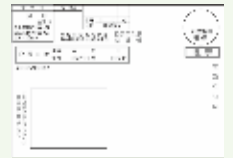
■在外投票

仕事や留学で海外に住所のある
人は、在外投票制度を利用して、
住所地の在外公館などで国政選
挙の投票ができます。在外投票を
するためには、事前に在外選挙
人名簿登録の手続きが必要です。

コラム

投票所入場整理券

投票所の案内
や投票所での受
付をスムーズに
行うため、有権
者の皆さんへ投
票所入場整理券



をハガキで郵送しています。なお、
投票所入場整理券がなくても、選
挙人名簿に登録されていれば投票
できます。

問 区選挙管理委員会事務局

(各区役所・各出張所内) ⇨P.22 ~ 25

問 市選挙管理委員会事務局

☎ 711-4682 📠 733-5790

🌐 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/senkyo-kansa/senkyo/>

監査

住民監査請求

問 監査事務局監査総務課

☎ 711-4704 📠 733-5867

事務の監査(定期監査、財政援助団 体等監査、行政監査)

問 監査事務局事務監査課

☎ 711-4705 📠 733-5867

工事の監査(定期監査、出資団体監 査)

問 監査事務局工事監査課

☎ 711-4711 📠 733-5867